

議案第103号

福岡市民体育館条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民体育館及び地区体育施設の利用者の利便の向上を図るため、市民体育館の第1競技場及び第2競技場の補助競技場並びに地区体育施設の体育館の競技場の専用利用について、利用時間の区分を試行的に変更することに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市民体育館条例等の一部を改正する条例

(福岡市民体育館条例の一部改正)

第1条 福岡市民体育館条例(昭和47年福岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(第1競技場及び第2競技場の補助競技場の専用利用に係る使用料の特例)

2 平成27年7月1日から当分の間、第1競技場又は第2競技場の補助競技場の専用利用に係る使用料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定めるところにより算定した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

区 分			第1競技場	第2競技場
				補助競技場
利用者が入場料を徴収しない場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平 日	円 1,925	円 975
		土日祝	2,525	1,275
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平 日	2,525	1,275
		土日祝	3,200	1,575

	午後5時から午後9時まで1時間につき	平日	3,200	1,575
		土日祝	3,800	1,925
利用者が入場料を徴収する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	11,250	
		土日祝	15,250	
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	15,250	
		土日祝	19,250	
	午後5時から午後9時まで1時間につき	平日	19,250	
		土日祝	22,750	

備考

- 1 土日祝とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 利用時間を超過して利用する場合、準備等のため利用する場合及び第1競技場又は第2競技場の補助競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。
- 3 付属施設又は付属設備の使用料の額は、規則で定める。
- 4 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体（次項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る使用料の額は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 5 市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。

（福岡市立地区体育施設条例の一部改正）

第2条 福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（体育館の競技場の専用利用に係る使用料の特例）

- 5 平成27年7月1日から当分の間、体育館の競技場の専用利用に係る使用料の額は、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定めるところにより算定した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区 分			東, 博多, 中央, 南, 城南, 西の 各体育館	早良体育館
利用者が入場料を徴収 しない場合	午前9時から午後1 時まで1時間につき	平 日	円 1,275	円 1,600
		土日祝	1,700	2,125
	午後1時から午後5 時まで1時間につき	平 日	1,700	2,125
		土日祝	2,100	2,625
	午後5時から午後9 時まで1時間につき	平 日	2,100	2,625
		土日祝	2,525	3,150
利用者が入場料を徴収 する場合	午前9時から午後1 時まで1時間につき	平 日	7,475	9,350
		土日祝	10,075	12,600
	午後1時から午後5 時まで1時間につき	平 日	10,075	12,600
		土日祝	12,675	15,850
	午後5時から午後9 時まで1時間につき	平 日	12,675	15,850
		土日祝	15,275	19,100

備考

- 1 土日祝とは土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい, 平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 利用時間を超過して利用する場合, 準備等のため利用する場合及び競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は, 規則で定める。
- 3 付属施設及び付属設備の使用料の額は, 規則で定める。
- 4 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は, この表に定める額の5割相当額とする。
- 5 市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については, 無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(施行日前における使用料の徴収)

2 この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日の前においても、同日以後の福岡市民体育館の第1競技場及び第2競技場の補助競技場並びに地区体育施設の体育館の競技場の専用利用について、第1条の規定による改正後の福岡市民体育館条例の規定及び第2条の規定による改正後の福岡市立地区体育施設条例の規定により使用料を徴収することができる。